

令和2年1月から上下水道料金と 一部の公共施設の使用料を改定します。

町では、消費税改定、施設維持の財源確保と、利用する人と利用しない人との負担の公平性の確保のため、上下水道料金や公共施設使用料、窓口サービス手数料等の適正化に取り組んでいます。

この適正化のため、町民や学識経験者からなる使用料審議会を組織し、現在も引き続き使用料の見直しを図っているところです。

今回、使用料審議会から答申を受けた次の項目について、

令和2年1月1日以降の利用分から使用料の改定を行います。

今後も効率的な施設運営や経費の削減に努めるとともに、より利用しやすい施設・サービスを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、各料金・使用料に関するご質問等は各担当課にお問い合わせ願います。

今回の見直しで使用料が
改定されるもの

- ①水道料金 ②下水道料金
③町民憩の家使用料 ④学校体育施設使用料 ⑤公民館分館使用料

水道料金 水道課 管理係 ☎ 286-6880 & 下水道料金 下水道課 管理係 ☎ 286-1131

料金種別	改定前	改定後	差額(増加額)
水道料金(基本料金 8 m ³ まで)	1,037 円	1,100 円	63 円
水道料金(超過料: 1 m ³ 超過するごとに)	130 円	140 円	10 円
水道加入金(13mm メーター)	64,800 円	66,000 円	1,200 円
水道加入金(20mm メーター)	129,600 円	132,000 円	2,400 円
検査手数料(20mm 以下)	2,160 円	2,200 円	40 円
水道料金(臨時用)	540 円	550 円	10 円
下水道料金(基本料金 8 m ³ まで)	1,028 円	1,172 円	144 円
下水道料金(超過料: 1 m ³ 超過するごとに)	154 円	176 円	22 円

改定内容

来年、1月1日以降に使用した水量に対して、2月に行う検針分から新料金が適用されます。

水道加入金、検査手数料はメーター口径別に設定があり、ここでは一般家庭で通常使用される13～20mmの場合を表記しています。

? 4人家族の平均的な使用量で計算すると…?

今回の使用料見直しで変更となった料金で、家族4人の平均的な使用量(25～30m³)をモデルとして計算してみると、上下水道合わせて751～911円くらいの増加額になります。

今回改定による増加額

水量(m ³)	上水道	下水道	合計	上水道	下水道	合計
25	3,480 円	4,164 円	7,644 円	233 円	518 円	751 円
26	3,620 円	4,340 円	7,960 円	243 円	540 円	783 円
27	3,760 円	4,516 円	8,276 円	253 円	562 円	815 円
28	3,900 円	4,692 円	8,592 円	263 円	584 円	847 円
29	4,040 円	4,868 円	8,908 円	273 円	606 円	879 円
30	4,180 円	5,044 円	9,224 円	283 円	628 円	911 円